

新地方公会計制度に基づく使用料算定のシミュレーションについて

1 経過

平成28年度の使用料・手数料の全体見直しにおいて、現行料金と乖離の見られる使用料・手数料があったものの、新地方公会計制度への対応により、多角的に受益者負担の考え方が検討できることが期待されたため、新地方公会計制度への運用までの間は料金を据え置くこととした。また、平成25年以来見直しをしていなかった基本方針についても、公会計の視点や社会情勢への変化に対応するため平成30年度から見直しを行っている。

基本方針見直しの論点を検討するにあたり、今回、平成29年度決算に基づき作成した財務書類を参考に施設使用料のシミュレーションを行った。

2 内容

シミュレーションは次の4パターンにより行った。

①現行の算定方法による算定額	現金主義会計に基づく算定。減価償却費は(建設費-国・都からの補助金)×施設の耐用年数に対応する償却率。
②新地方公会計制度の数値を用いた算定額【論点1】	発生主義会計に基づく算定。減価償却費は固定資産台帳の値。退職手当引当金、公債費利子等含む。財務書類のPL(行政コスト計算書)に仕訳される科目を原価に算入。
③固定資産台帳に基づく減価償却費を用いた算定額【論点2】	現行の現金主義会計に基づく算定で、減価償却費の値だけは固定資産台帳の値。
④耐用年数到来後の算定額【論点2】	現行の現金主義会計に基づく算定で、仮に減価償却費が0になってしまったと仮定した場合の算定額。

3 現状の課題

減価償却費については、固定資産台帳の減価償却費と施設使用料算定の際の減価償却費が異なっている。また、現行の減価償却費は建物等の取得価格から国や都の特定財源を除いた金額をベースに算定を行っているが、特定財源の有無が減価償却費にも影響を与える算定方法となっている。引当金等の見えないコストも反映されていない。

4 現行の使用料の原価構成

○物件費

事務執行に直接必要となる報償費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料等

○減価償却費

(建設費－国・都補助金等特定財源) × 0.9 × 償却率

○人件費

維持管理及び施設貸し出し等に関わる職員数を割り出し、平均一人当たりの人件費を基に算出する。

5 見直し案1

【論点1 財務書類情報の活用】→財務書類に基づくフルコストでの算定

【論点2 今後の使用料算定の際の減価償却費について】→固定資産台帳に基づく償却費の活用

見直し案2

【論点1 財務書類情報の活用】→原価に含める対象経費は従来のまま

【論点2 今後の使用料算定の際の減価償却費について】→固定資産台帳に基づく償却費の活用

6 見直し案1、2を導入した場合のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
案1	<p>①発生主義に基づくため、見えないコスト（退職手当引当金等）も反映され、フルコストでの算定ができる。</p> <p>②減価償却費については、固定資産台帳の更新がされることにより、資本的な支出等、建物の資産評価が毎年度適切に反映されたうえでの使用料算定が可能となる。</p> <p>③国・都の補助金等の特定財源を除かないことにより、施設ごとの行政コストの平準化が図られる。</p>	<p>①これまでは算入していなかった経費が算入されることにより（退職手当引当金、公債費利子等）使用料・手数料のコスト上昇につながる可能性がある。</p> <p>②再調達価格での減価償却費は取得価格がベースではないため、住民がサービスを受けたコストと捉えられるか疑義が残る。</p> <p>③財務書類や固定資産台帳の値を使用するため、定期的な見直しが財務書類作成の時期に影響を受ける。</p>

	メリット	デメリット
案 2	<p>①減価償却費については、固定資産台帳の更新がされることにより、資本的な支出等、建物の資産評価が毎年度適切に反映されたうえでの算入が可能となる。</p> <p>②国・都の補助金等の特定財源を除かないことにより、施設ごとの行政コストの平準化が図られる。</p>	<p>①再調達価格での減価償却費は取得価格がベースではないため、住民がサービスを受けたコストと捉えられるか疑義が残る。</p> <p>②財務書類や固定資産台帳の値を使用するため、定期的な見直しが財務書類作成の時期に影響を受ける。</p>